

積算内訳書作成要領

1 積算内訳書の提出

- (1) 本協議会の建設コンサルタント業務等に係る**一般競争入札又は通常型指名競争入札に参加**する場合は、あらかじめ積算内訳書を作成し、入札書と併せて提出してください。
- (2) 積算内訳書は、入札書提出時に提出してください。
※ 入札書、積算内訳書等を入れる封筒の封印は廃止しますが、封印の代わりに「**ㄨ**」等の封字を記載してください。

2 積算内訳書の作成

- (1) 積算内訳書は、次に掲げる事項を全て記載してください。(ア～エについては、積算内訳書の余白に記載するか、別の表紙(様式自由)に記載してください。)
 - ア 提出年月日(※開札日ではありません。作成日を記載してください。)
 - イ 入札者の所在地、商号又は名称、代表者※の職氏名
※ 代表者には、継続して委任を受けている支店長・営業所長等を含みます。
 - ウ 積算内訳書の内容について回答ができる者の所属、氏名及び連絡先電話番号
 - エ 業務名及び業務場所
 - オ 入札金額の積算内訳及び明細
※ 原則として**【内訳】及び【明細】が必要**です。2(2)を参照してください。

(2) 入札金額の積算内訳及び明細

業務委託設計書等の全ての項目について入札金額の積算内訳及び明細(数量、単価、仕様等)をA4(縦・横自由)により(本市が提示している設計書(エクセル)を使用しても良い)作成してください。ただし、業務委託設計書等を提示する際に本市が指示をしたときはこれに従ってください。

3 注意事項

- (1) 別記左欄に掲げる無効事由に該当する場合は、その入札を無効とします。
- (2) 談合情報が寄せられた場合は、積算内訳書を公正取引委員会及び警察に提出することがあります。
- (3) 積算内訳書は返却しません。
- (4) 積算内訳書の作成に関し不明な点は、業務担当課(入札公告又は指名通知書に記載)に確認の上、作成してください。
- (5) 2(2)の入札金額の積算内訳及び明細の作成を省略することはできません。
- (6) 積算内訳書の撤回、差し替え、再提出はできません。

別記（３(1)関係）

積算内訳書又は積算内訳明細書が次表の無効事由に該当するときは、その入札を無効とする。

無効事由	備 考
積算内訳書の提出がない	記載すべき項目を満たしていない場合を含む。
積算内訳明細書を提出すべき場合において積算内訳明細書の提出がない	
記名がない	
業務名がない	
業務名に誤りがある	業務名の一部に誤りがあるが、当該業務の積算内訳書であることが特定できる場合を除く。
別業務の積算内訳書である	
他の入札参加者から入手した積算内訳書を使用していると認められる	
積算内訳書の総合計の金額（税抜）又は見積金額（税抜）が入札書に記載の金額と異なる	積算内訳書の総合計の金額（税抜）の千円未満の端数を切り捨てた額を入札書記載金額としている場合は無効としない。したがって、金額の相違が千円未満であっても端数切捨てでない場合、切捨て以外の端数整理、税込みと税抜きの誤記等は無効とする。 積算内訳書の総合計の金額とは、積算内訳及び明細に記載の各項目に対応する金額を足して得た額をいう。したがって、積算内訳又は明細中に計算誤りがあり、この誤りを正せば積算内訳書の総合計の金額と入札書に記載の金額と異なる額となる場合は、無効とする。
「値引き」等の記載がある又は記載はないが金額欄で端数処理している	「出精値引△〇、〇〇〇円」、「端数処理△〇〇〇円」などのような経費の根拠が不明確となる記載がある場合は無効とする。 また、記載はないが金額欄で端数処理しているものは無効とする。ただし、測量業務と設計業務などといった複数の異なる積算体系があるものについて、積算体系ごとの合計金額で千円未満の端数切捨てを行なっている場合は無効としない。
消費税等相当額の税率に誤りがある	消費税等相当額の税率が、適用されるべき税率と異なっている。